

中華人民共和国企業破産法（抄録）

2006年8月27日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國企業破産法（抄録）

（2006年8月27日中華人民共和國主席令第54号公布）

第7章 債権者会議

第2節 債権者委員会

第69条 管財人が次の行為を実施した場合は、速やかに債権者委員会に報告しなければならない。

- （1）土地、家屋など不動産権益の譲渡に関連する。
- （2）探査権、採掘権、知的所有権などの財産権譲渡
- （3）全ての在庫又は営業の譲渡
- （4）借金
- （5）財産の担保設定
- （6）債権と有価証券の譲渡
- （7）債務者と相手方当事者が等しく履行していない、終了した契約の履行
- （8）権利放棄
- （9）担保物の回収
- （10）債権者の利益に重大な影響があるとするその他財産の処分行為

債権者委員会が設立されていない場合、管財人が前項に規定する行為を実施した場合速やかに人民法院へ報告しなければならない。